

アドベンチャーボート借用にかかる覚書

この覚書は、鈴鹿市（以下「甲」という。）と株式会社鈴鹿サーキットランド鈴鹿サーキット（以下「乙」という。）において、台風、大規模水害、津波等（以下「災害」という。）により甲が所有する緊急救命ボートだけでは浸水地域の住民の救出、救助及び避難に対応できない場合、乙が所有する遊園地の乗り物であるアドベンチャーボート（以下「ボート」という。）を借り受け、住民の緊急避難の用に供することについて、下記のとおり確認するものとする。

記

（連絡）

甲は、災害により市内の住居地域において多数の浸水地域が発生し、緊急避難が必要となった場合又は予測される場合は、乙に速やかに連絡するものとする。

（ボートの使用）

ボートは、水の流れが弱く、かつ、水深60cm以上の市内で発生した住居地域の浸水区域において、住民の救出若しくは救助又は避難を目的として使用する。

（ボートの借受）

甲は、ボートを借り受けるときは、乙へ連絡し、了解を得た上で甲の責任において借り受けるものとする。

なお、ボートの搬送については、甲がすべて行うものとする。

（ボートの事前借受）

甲は、乙の営業時間外に災害による浸水等の発生が予測されるときは、乙と協議の上、事前にボートを借り受けできるものとする。

（借受にかかる費用）

この覚書に基づく甲乙間のボートの借受については、無償とする。ただし、借受中におけるボートの破損又は事故については、借受者である甲の責任において対応するものとする。

（覚書の改正について）

この覚書を改正するときは、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(覚書の保管)

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

以上

平成17年9月27日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

川岸 光男



乙 鈴鹿市稲生町7992番地
株式会社鈴鹿サーキットランド鈴鹿サーキット
取締役総支配人

山田 裕

